

最近の報道事例

読売新聞 2023年7月12日号朝刊にて「学童転売検温カメラ 児童ら顔 3737枚発見」の記事の中で、当工業会の注意喚起の要約が掲載されました。その箇所を添付します。

大量の顔画像が保存され、そのままサーマルカメラがフリマアプリに転売されている問題では、読売新聞による5月の報道以降、対応に乗り出す動きが出ている。サーマルカメラの販売会

「画像取得を周知」「確実に消去」

社など40社が加盟している「日本万引防止システム協会」(東京)は会員企業に対し、▽顔画像を取得している場合は、その事実を客側に周知する▽転売するときには確実にデータを消去する

——ことを求める注意喚起をした。

サーマルカメラ等に保存されている個人情報(顔画像)漏洩に関する注意喚起

拝啓 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。いつも格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

顔画像の蓄積状況

このたびサーマルカメラや検温リーダーなどの転売品から、個人情報(顔画像)が漏洩しているとの報道がされています。会員企業の皆様におかれましては、販売したサーマルカメラや検温リーダー等に顔画像がデータとして蓄積される機能をもった製品があります。

顔画像を取得している場合の対応

顔画像を取得している場合には、カメラにより自らの個人情報である顔画像を取得されていることをお客様に対して再度周知し、隠し撮りなどといった個人情報の不正取得とならないようにカメラが撮影中であることを表示するなどしてお客様が撮影されていることを認識できるようにする措置を講じることをお願い申し上げます。

転売や廃棄時の対応

サーマルカメラや検温リーダー等に記録された顔画像とこれと一緒に登録された体温などの情報は、「個人情報」に該当致しますので、それらの機器を譲渡などで第三者に渡す場合には、記録データの確実な消去をお願いします。消去方法に不安がある場合は、データ消去企業に引き取っていただくか物理的な破壊などの安全管理の観点からの対応をお願いします。

法令違反

蓄積された顔画像等の個人情報のデータを消去せずに転売や廃棄することは、個人情報保護法に抵触する恐れがあります。

<https://www.jeas.gr.jp/pdf/20230530.pdf>

2023年7月14日発売の「週刊金曜日」の「広がる犯罪予防のための顔識別カメラの利用」の記事の中で、当工業会の安全対策の概要が紹介されました。その箇所を添付します。

設置店舗は2年で約2倍に増える

防犯カメラなどの業界団体である「工業会 日本万引防止システム協会」(稲本義範会長)の調査によると、ウォークスルー型の顔識別カメラを設置している店舗は19年の315店から次第に増え、21年には686店になった。同年の売上は約9億7176万円となっている。

同協会は協会としての個人情報保護指針を20年9月に制定し、業界内への徹底を図り、警備員を対象にした顔識別カメラに関する講習会も実施している。稲本会長は「顔識別カメラは『犯罪をさせないためのセーフティネット』として使ってもらっている。カメラの設置に関しては、事前に発表して、地域の方に了解を得てからするように」と、指導している」と話し、有識者検討会の報告書に関しては「事業者の自主的な取組として考えられる事項」の中で挙げられている「導入後の検証」が一番重要。入れっ放しではダメで、チェックリストを作っちゃんとやりなさいよということだ」としている。

～ 防犯民主主義実現に向けて～

EAS機器と防犯カメラとロス・プリベンション推進のための工業会
工業会 日本万引防止システム協会